

市 税

納付・税証明

市税は納期限内に

最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）、各区役所・総合支所、市役所納税部各課で納められます。便利な口座振替制度もあります。他にも、コンビニエンスストア、クレジットカード（インターネット限定）、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納められます。（ご利用には条件があります。詳しい内容については市ホームページまたはお問い合わせください。）

主な税目の納期

主な市税の種類	納付する月
市県民税（普通徴収）	6月、8月、10月、1月
固定資産税	4月、7月、9月、12月
軽自動車税（種別割）	5月

→**収納管理課** ☎214-1010 ☎214-8803

市税の証明が必要なとき

市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）、固定資産課税台帳登録事項証明書（評価証明・公課証明）、納税証明書などの税証明は、区役所または総合支所へ申請してください。証明発行センター・仙台駅前サービスセンターで発行できる証明書もあります。発行には手数料が必要です。代理人の場合は、委任状等が必要です。

いずれの場合も窓口に来られる方の運転免許証など写真付きの本人確認書類の提示をお願いします。

市税を納付した後、納付が税証明に反映されるまで一週間以上かかることがあります。あまり日をおかずに納税証明書を請求される場合、領収書・口座振替の通帳など納付確認ができるものを窓口にお持ちください。

また、市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）に限り、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末（マルチコピー機）から取得できます。

※マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービスについて

- ・仙台市に住民登録をされている方に限ります。
- ・税証明を発行できる年度／最新の2年度分（過去の年度の証明書が必要な方は、区役所等の窓口申請してください）
- ・利用できるコンビニエンスストア等（令和2年4月末現在）

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン

※キオスク端末（マルチコピー機）設置店舗のみでご利用いただけます。

- ・利用時間／6時30分から23時まで（利用される店舗の営業時間内に限る。また、年末年始の12月29日から1月3日までを除く）
- ・機器の障害や、臨時のシステムメンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- ・原則として、差替・返金はいりませんので、年度や証明の種類を十分に確認の上、取得してください。

→**各区役所税務会計課、各総合支所税務住民課、税制課** ☎214-8622 ☎268-4319

税金の相談 🔍35ページ

証明書コンビニ交付サービス 🔍10ページ

こんなときは

固定資産をお持ちの方は

市内に固定資産を所有している方で、市外にお住まいの方が転居された場合は、固定資産税担当課へ住所変更の届出をしてください。

また、家屋を取り壊した場合は「家屋滅失届」、所有者が亡くなられた場合は「固定資産現所有者申告書」を提出してください。ただし、滅失登記、相続登記を翌年の1月1日までに行うときは、不要です。

東日本大震災で被災した固定資産の所有者等が、これに代わる新たな固定資産を取得した等の場合には、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられることがあります。詳しい内容や申告手続については、お問い合わせください。

対象資産	内容	適用期限
滅失または損壊した住宅に係る住宅用地の代替土地（被災代替住宅用地）	令和3年3月31日までに取得した被災代替住宅用地について、一定の部分を、更地の場合等でも住宅用地と見なし、課税標準の特例を適用するもの	取得した翌年から3年間
滅失または損壊した家屋の代替家屋（被災代替家屋）	令和3年3月31日までに取得または改築した被災代替家屋について、一定の床面積の税額を軽減するもの	取得または改築の翌年から6年間
滅失または損壊した償却資産の代替償却資産（被災代替償却資産）	令和3年3月31日までに取得または改良した被災代替償却資産について、課税標準の特例を適用するもの	取得または改良の翌年から4年間

◆代替資産を取得等をした翌年の1月31日までに申告が必要です。



市税



取り扱い業務		電話番号	担当課 FAX番号	
土地・ 家屋に ついて	青葉区に 所在する 物件	[土地] 214-8596	北固定資産税課 FAX 214-8607	
		[家屋] 214-8604		
	泉区に 所在する 物件	[土地] 214-8597		
		[家屋] 214-8605		
	宮城野区・ 若林区に 所在する 物件	[土地] 214-8689		南固定資産税課 FAX 214-8609
		[家屋] 214-8694		
太白区に 所在する 物件	[土地] 214-8690			
	[家屋] 214-8695			
償却資産について		214-8619	資産課税課 FAX 214-8614	

バイクや軽自動車をお持ちの方は

バイクや軽自動車を所有したとき、廃車、譲渡、盗難などがあつたとき、住所が変わつたときは15日以内に手続きをする必要があります。

種別	担当窓口
原動機付自転車 (125cc以下)	各区役所税務会計課 各総合支所税務住民課
小型特殊自動車	
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
二輪の小型自動車 (250cc超)	
三輪・四輪の軽自動車 (660cc以下)	宮城県軽自動車協会 ☎388-6033

軽自動車や125cc超のバイクをお持ちの方が県外へ転出し、他県ナンバーを取得した場合は、前住所地(課税地)の市町村へ手続きをして、軽自動車税(種別割)を止める必要があります。

税止めの手続きは基本的に自己申告ですので、転入先で交付される「申告書の控え」または「新車検証の写し」等を、前住所地(課税地)の担当課に郵送してください。

なお、軽自動車については、全国の軽自動車協会で行う手続きの代行(有償)を行っていますので、転入手続きの際に確認してください(バイクには代行制度はありません)。

東日本大震災により滅失または損壊し抹消登録等を行った自動車または軽自動車等の代替として、令和3年3月31日までに取得した軽自動車等(以下「代替車両」)については、代替車両を取得した年度分および翌年度分の軽自動車税(種別割)が非課税となります。

※非課税措置を受けるためには手続きが必要です。非課税の要件がありますので、詳しくは市民税企画課へお問い合わせください。

→市民税企画課 ☎214-8625 FAX214-1119

ごみの出し方・減量

生活ごみの分け方・出し方

ごみの分け方の基本

「資源になるか、ならないか」を基準に分別しています。「燃やせるごみ、燃やせないごみ」の区別はありません。資源物(プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類、紙類)を分別し、残ったものが家庭ごみです。

※商店・会社などから出る事業ごみは、分別方法や処理の仕方が家庭から出る生活ごみと異なります。集積所には出せません。

→家庭ごみ減量課

☎214-8227 FAX214-8277

ごみを出すときのルール

収集日当日の早朝から午前8時30分までに決められた集積所に出してください。集積所が分からないときは、ご近所の方、集合住宅の管理会社などにご確認ください。

→家庭ごみ減量課

☎214-8227 FAX214-8277

パンフレット「資源とごみの分け方・出し方」

生活ごみの分別方法と出し方をまとめています。市役所本庁舎市民のへや・区役所案内窓口・証明発行センター・市民センターなどで配布しています。

→家庭ごみ減量課

☎214-8229 FAX214-8277

家庭ごみ(有料)

収集日	週2回の指定曜日(下記のいずれか) 月・木/火・金/水・土 (祝日も収集します)
集めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・台所の生ごみ(水分を切って) ・容器包装以外のプラスチック製品(おもちゃ、バケツ、CD、ビデオテープなど) ・リサイクルできない紙類(紙コップ、においのついた紙、感熱紙など) ・かさ、かばん、靴など ・農薬・劇薬の空きびんなど ・紙おむつ(汚物は取り除いてから) ・ポリタンク(20リットルまで) ・ガラス、鏡、白熱電球、刃物、割れたびん、竹串、せともの、植木鉢など(※出し方注意1)